

大分大学内部通報体制図

通報への対応

通報者

- ・本学職員、派遣労働者、請負労働者等(第3条)
- ・学生その他の職員等以外の者(第20条)

調査の必要性の検討結果を通知(調査しない場合は理由を付す(第7条第2項))

調査結果を通知(第12条)

是正措置等の内容、是正結果等を通知(第13条第3項)

通報

実名又は匿名により、電話・メール、FAX、書面、口頭(第6条第1項)

・本院の医療安全管理の適正な実施に疑義が生じた場合

学長

- ・調査の必要性の検討結果を報告(第7条第2項)
- ・調査結果を報告(第12条)

総括責任者(病院長)

- ・調査の必要性の検討(学長への報告・通報者への通知)(第7条)
- ・内部通報者の秘密保持、調査の公正不偏の実施(第9条)
- ・関係者の排除(第10条)
- ・必要に応じて調査委員会の設置(第8条)
- ・調査結果通知(学長への報告・内部通報者への通知)(第12条)
- ・是正措置、再発防止措置等の実施(必要に応じ、公表)(第13条)
- ・被通報者等への配慮(第14条)
- ・不利益取扱い等の禁止への措置(第15条)
- ・実効性の確保(第18条)
- ・通報処理体制等の通知(第19条)

医療安全管理責任者

医療安全管理部

通報窓口(医学・病院事務部総務課)

- ・受付、迅速かつ適切な対応(第6条第2項)
- ・総括責任者(病院長)への報告(第6条第4項)

是正措置等命令(第13条第1項)

是正措置等報告(第13条第2項)

設置

報告

確認

他の規程によりその対応が明確に規定されているとき(第6条第3項)

診療科長等

調査委員会

総括責任者(病院長)を委員長とし、事案ごとに設置(第8条第2)

該当部署

- ・職員は事実関係の調査に誠実に協力しなければならない。(第11条)
- ・職員は内部通報者等に対して不利益取扱い等をしてはならない。(第15条)
- ・職員は不正を目的とする内部通報を行ってはならない。(第16条)
- ・職員は内部通報の内容等秘密を他に漏らしてはならない。(第17条)